

感電死傷事故に関する注意喚起

令和7年6月12日
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。例年、夏季には感電による死傷事故が増加する傾向にあります。特に、令和4年度から令和6年度にかけて発生した作業員の感電死傷に関する重大事故17件のうち、二次請け以上の事業者に関する作業員の重大事故は9件を占めていることが明らかとなりました。また、同期間の第三者の過失等による感電死傷に関する重大事故7件のうち、電気設備に関する工事等以外の作業員が電線路等に接触して感電した重大事故は6件発生しております。このような重大事故においては、工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施について、安全上必要な情報共有や安全な作業に必要な対応等がなされていなかったことが原因として挙げられます。

夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<工事業者の皆様>

1. 設置者及び電気主任技術者との連絡体制の確立

電気事業法第43条第5項に基づき、電気設備に関する工事等は、電気主任技術者の監督の下で作業を行う必要があります。このため、工事等の実施前に、必ず設置者に対して電気主任技術者に連絡するよう依頼するか、工事業者自身が電気主任技術者に連絡を入れてください。

その上で、以下のような工事等でも事故やヒヤリハットが発生していますので、念のため、工事等に先立ち、電気主任技術者への連絡をお願いします。また、電気主任技術者と十分なコミュニケーションを図り、現場のどこに危険源が存在するかといった確認や安全対策も行ってください。

- ・設備や建物の塗装工事、外壁工事などで足場やクレーンを使用する工事、地面の掘削を伴う工事、街路樹等の樹木伐採など、一見電気に関連しない工事や作業等（例えば、高圧の引込線のすぐ近くに工事作業のための足場を立ててしまい、そのまま作業を続けると高圧線に触れる危険があった事例など）
- ・エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は電気室やキュービクルでの作業を伴わない工事等（例えば、本来はキュービクル外の電源に接続すべきところが見つからず、誤ってキュービクルを開けてしまった事例など）
- ・工事等の実施に先立つ下見作業等（例えば、保守点検作業の下見のためにキュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電した事例など）



別添事例集も参照ください。

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/06/kanden_jireisyu.pdf

2. 定期的な安全教育や訓練の実施、外注先の事業者への適切な指導

工事の実施に当たっては、普段からの定期的な安全教育や訓練の実施が重要であり、さらに、発注者側に属する安全管理を行う者が作業現場において、外注先の工事について安全確保の観点から現場で指導・教育を行うことも有効です。

また、工事の一部を外注する場合は、労働安全衛生法第29条に基づき、元方事業者として外注先の事業者が労働安全衛生法令に違反しないよう適切に指導を行ってください。具体的には、労働安全衛生規則第5章で規定されている、「工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止」、「絶縁用防具の装着等」、その他の「電気による危険の防止」などについて、適切に指導してください。

こうした取り組みを積極的に検討し、現場での安全確保の強化をお願いいたします。

皆様のご協力により、感電による死傷事故を未然に防ぐとともに、安全な作業環境を確保することにつながります。引き続き、電気保安の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【関係条文】

＜電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）＞

（主任技術者）

第四十三条 1～3（略）

- 4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

＜労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）＞

（元方事業者の講ずべき措置等）

- 第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
 - 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

感電死傷事故に関する事例集

2025年6月
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

目次

○二次請けの作業者で発生した事故

事例1：二次請けの工事業者における変圧器塔の取替工事中の感電死傷事故

○第三者（電気設備に関する工事等以外の作業を電気設備の近傍で行う作業者）の事故

事例2：クレーン車の高圧架空電線接触に伴う第三者の感電死傷事故

事例3：高所作業車での街路樹剪定作業中に発生した第三者の感電死傷事故

事例4：塗装工事における足場取付作業中に発生した第三者の感電死傷事故

○夏季に起こりやすい事故

事例5：夏季の年次点検中に発生した感電死傷事故

事例1：二次請けの工事業者における変圧器塔の取替工事中の感電死傷事故

- 被災場所：変圧器塔内部
- 事故発生電気工作物：変圧器塔（6,600V）
- 電気工作物の設置者：一般送配電事業者
- 作業目的：変圧器塔の取替工事
- 事故原因：感電（作業員）／作業準備不良
- 被害者の属性：電気工事業者
- 被害者の保有資格：不明
- 被害内容：感電及び短絡による火傷等により死亡

<事故概要>

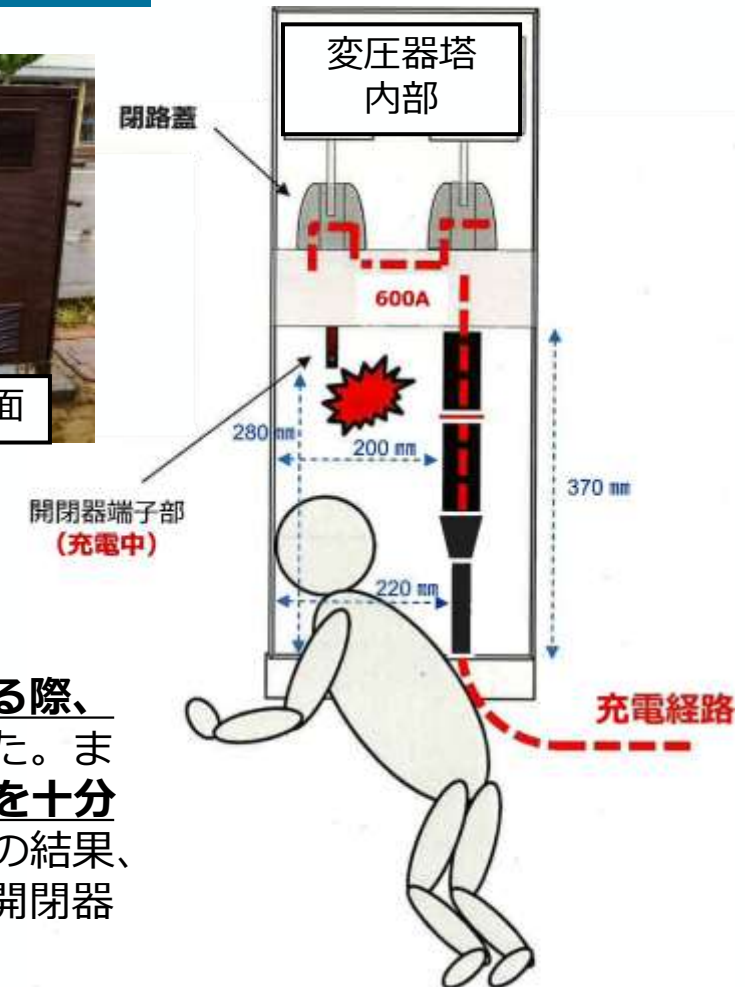
変圧器塔の取替工事中、二次請けの作業員が変圧器塔内部の設備状況を確認しようと内部を覗き込んだ際、充電状態の開閉器端子部に接触して感電した。

<事故原因>

事故前日の作業で一次請けの技術指導担当者が開閉器の接地工具（試験蓋）を交換する際、誤って閉路蓋を開路蓋と認識して取り付けたため、開閉器端子部が充電状態となっていた。また、一次請けの統括責任者が二次請けの工事業者に対して作業日の活線状況などの情報を十分に周知しなかったため、二次請けの作業員に活線状況が正確に伝わっていなかった。その結果、作業員が安全帽を脱いだ状態のまま確認のために変圧器塔内部に入った際、充電状態の開閉器端子部に接触し、感電死傷事故に至ったと推定される。

<事業者及び関係者が行った防止対策>

- ・一般送配電事業者と工事業者は、開閉器の取り扱いの基本ルールとその背景を再確認し、遵守を徹底する。
- ・一般送配電事業者の社員は、開閉器の接地工具に接地蓋を使用し、現場でカギを持参し扉の開閉を行い、作業に立ち会う。系統運用担当者は、停電作業前の設備状態を指令票に明記する。
- ・電気主任技術者は、安全パトロールや業務診断で周知状況と再発防止策を確認し、指導・助言を行う。
- ・作業責任者は、作業方法を関係者に周知し内容を理解させてから作業を開始する。
- ・作業員は、停電作業前に無充電を確認し、安全帽を常に着用する。



事例2：クレーン車の高圧架空電線接触による第三者の感電死傷事故

- 被災場所：建設現場
- 事故発生電気工作物：高圧架空配電線路（6,600V）
- 電気工作物の設置者：一般送配電事業者
- 作業目的：建物改修作業準備
- 事故原因：感電（作業者）／第三者の過失
- 被害者の属性：建物改修工事業者
- 被害者の保有資格：不明
- 被害内容：電撃症により死亡

<事故概要>

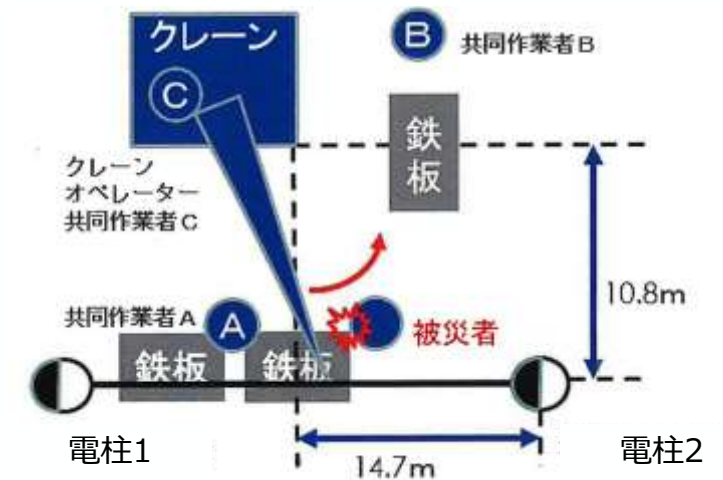
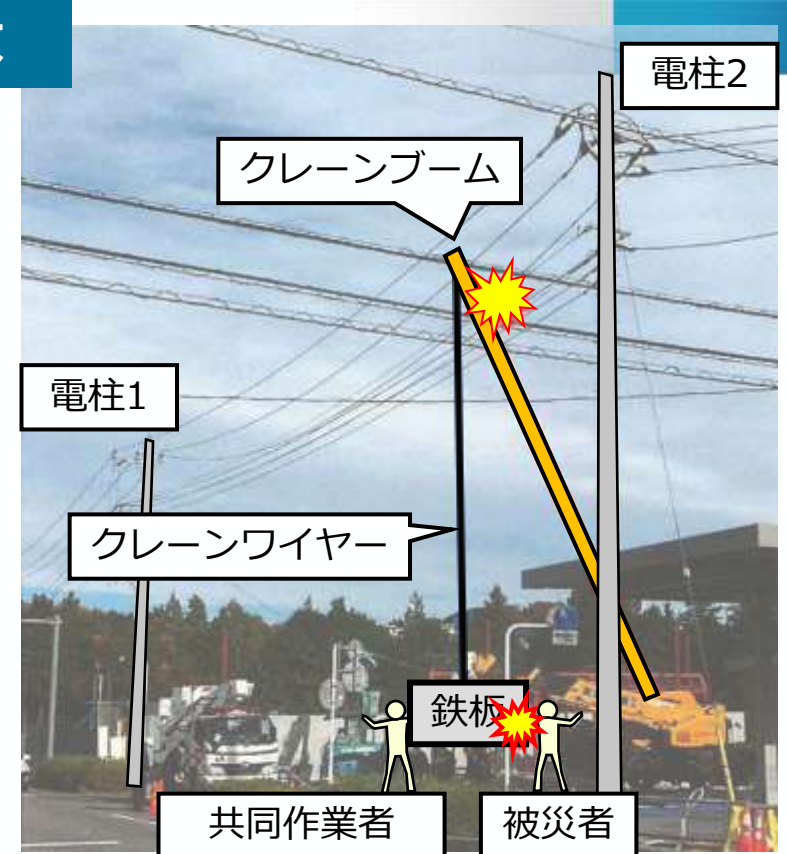
クレーン車で工事用敷鉄板を吊り下げて移動させていたところ、クレーン車のブームが高圧架空電線に接触し、作業を補助していた工事作業者が感電した。

<事故原因>

作業計画の変更があったにもかかわらず、**作業計画変更後にクレーン使用時における電線との離隔距離を再確認しなかったこと**や、**高圧架空電線に建設工事用防護管を取り付けず、かつ、監視員が不在の状況でクレーンを使用したことが要因**でクレーン車のブームが高圧架空電線に接触した結果、絶縁被覆が損傷し、鉄板移動作業を補助していた工事作業者がワイヤーを介して感電したと推定される。

<事業者及び関係者が行った防止対策>

- ・工事業者においては、安全教育を実施。一般送配電事業者から工事業者に対し、建設工事用防護管の取り付けが必要であることを周知し、指導を実施。
- ・一般送配電事業者から加盟団体及び関係機関に対し、感電災害事故の情報を周知し、建設工事用防護管の取り付けを徹底するよう依頼。



事例3：高所作業車での街路樹剪定作業中に発生した第三者の感電死傷事故

- 被災場所：送電線路直下の街路樹
- 事故発生電気工作物：架空送電線路（66kV）
- 電気工作物の設置者：一般送配電事業者
- 作業目的：街路樹の剪定作業
- 事故原因：感電（作業者）／被害者の過失
- 被害者の属性：造園業者
- 被災者の保有資格：不明
- 被害内容：感電により1名死亡、1名重傷

<事故概要>

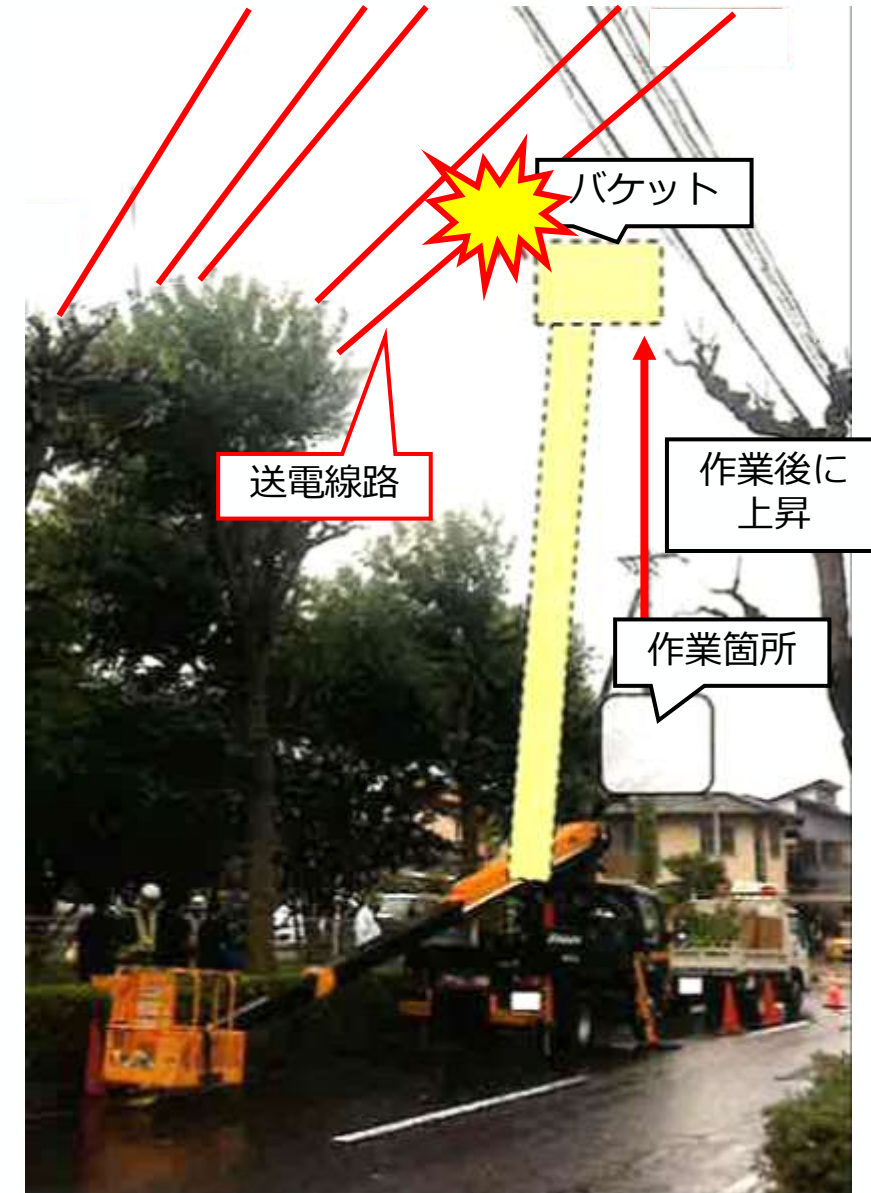
送電線付近で高所作業車を使用して街路樹の剪定作業を行った後、高所作業車のバケットを上昇させた際に造園業者の剪定作業者が送電線に接触して感電した。

<事故原因>

送電線付近で毎年行われていた街路樹の剪定作業において、その**発注者が造園業者に対して送電線下作業の危険性を十分に注意喚起しておらず**、さらに、**剪定作業終了後に高所作業車のバケットを上昇させた際に監視が行われていなかった**ため、送電線への注意が不十分となり、接触による感電死傷事故が発生したと推定される。

<事業者及び関係者が行った防止対策>

- ・発注者は造園業者に対し、事前現場確認の徹底と電線・通信線等の事業者への事前確認を文書で提示し、その結果を確認する仕組みを整える。造園業者は、発注者からの再発防止対策の依頼に対応する。
- ・一般送配電事業者は発注者に対し、安全PRを実施し、適宜再発防止対策の継続状況を確認する。
- ・一般送配電事業者は業界団体に対し、送電線近接作業の注意事項や事故事例をまとめた資料を用いて安全PRを実施する。
- ・一般送配電事業者は安全PRの中で監視員による監視の必要性について説明した。



事例4：塗装工事における足場取付作業中に発生した第三者の感電死傷事故

- 被災場所：建物の外周部
- 事故発生電気工作物：高圧引込みケーブル（6,600V）
- 電気工作物の設置者：催事業者
- 作業目的：建物塗装工事（足場取付作業）
- 事故原因：感電（作業員）／被害者の過失
- 被害者の属性：塗装工事業者
- 保有資格：不明
- 被害内容：電撃症により負傷

<事故概要>

建物の塗装工事中、足場の取り付け作業を行っていた作業員が高圧引込みケーブルのケーブルヘッド部に左手と腰を接触させ、感電した。

<事故原因>

被災した作業員は電気主任技術者に事前連絡を行わずに足場の取り付けを開始した。作業員はケーブルヘッド部の危険性を認識しておらず、充電中の電気設備に近づかないよう指導も受けていなかった。さらに、充電部に対する防護対策も講じられていなかったため、足場取り付け作業中に誤ってケーブルヘッド部に左手と腰を接触させ、感電したと推定される。

<設置者における防止対策>

- ・ 設置者は、作業員が工事で接近する際に、充電部分に防護カバーやテーピングを施すなどの対策を講じる。また、危険箇所に「高圧危険」といった注意喚起の表示を行う。
- ・ 関係作業員は、事前に電気主任技術者に相談する。



事例5：夏季の年次点検中に発生した感電死傷事故

- 被災場所：キュービクル内
- 事故発生電気工作物：高圧引込みケーブル（6,600V）
- 電気工作物の設置者：自治体
- 作業目的：需要設備（学校）の年次点検
- 事故原因：感電（作業者）／作業方法不良
- 被害者の属性：電気管理技術者
- 保有資格：第一種電気主任技術者
- 被害内容：電撃症により死亡

<事故概要>

夏季（7月）に年次点検が終了し復電した後、電気管理技術者が受電キュービクル内を確認するために扉を開けた際、右ひじの外側が高圧引込みケーブルのケーブルヘッド部に接触し、感電した。

<事故原因>

年次点検が終了し復電した後、電気管理技術者が受電キュービクル内を確認するために扉を開けた際、**体調不良などの何らかの理由でバランスを崩し**、右ひじの外側が高圧引込みケーブルのケーブルヘッドのテーピング部分に接触して感電したと推定される。なお、当該箇所に接触防止対策は講じられていなかった。

<設置者における防止対策>

- ・接触防止対策として、透明アクリル保護板の設置を計画する。
- ・夏季の年次点検については、1日1事業所を限度とし、**体調不良などの申し出があれば点検日の再調整**を行う。
- ・点検時の突発的な不具合に対応できるよう、設備の容量や現場の状況に見合った余裕のある停電時間を設定し、**人員体制を考慮の上で実施**する。

